

韓国における性犯罪被害者支援及び性犯罪関連施策

慶應義塾大学 太田達也

I ワンストップ支援センターについて

- ・市・道，地方警察庁，病院が協約を締結。市・道の委託事業として実施。
- ・女性家族部 予算確保，センターの設置と運営の支援，事業指針策定
- ・警察庁 女性警察官の派遣(3,4人)，捜査支援
- ・市・道 事業費支給，センターの管理と指導監督
- ・病院 設置スペース無料提供，医療サポート
- ・全国に16か所設置 大学病院5，警察病院1，私立病院2，国公立病院8
- ・予算 全国で34億5,900万ウォン(1施設当たり2億1,600万ウォン，国費50～70%)
- ・その他，ひまわり児童センター9か所，ひまわり女性児童センター6か所

ポラメ One-Stop 支援センター (ソウル)

ソウル市、ソウル地方警察庁、ポラメ病院間の協定に基づき 2008年12月、ソウル大学の施設であるソウル市立ポラメ病院内に設置。

1 支援対象 性暴力，DV，校内暴力，性売買の被害者

2 支援内容 24時間365日支援体制

(1) 訪問相談 (予約不要。但し，電話やインターネットでも予約可)

(2) 医療支援 救急治療 (24時間体制)，追加検査 (性病，エイズなど)

(3) 捜査支援 被害者の事情聴取，供述録画，証拠採取

- ・供述録画 19歳未満の者 (児童・青少年の性保護に関する法律) と障害者 (性暴力犯罪の処罰等に関する特例法) の供述は録画義務

- ・供述の速記 2012年1月から 16才未満児童及び障害者対象性暴力事件

- ・証拠採取 センター内の治療室で病院の産婦人科医師が性暴力応急キットで採取

(4) 法律支援

- ・民事・刑事訴訟支援，犯罪被害者救助金申請支援

- ・センター登録の無料法律支援員 (50余名) の弁護士を紹介

(5) 紹介・連携

3 スタッフ

- ・女性警察官4名・相談員4名 (24時間体制)

- ・児童・障害性暴力被害者事情聴取専門家 (2011年導入) 1名 (昼間のみ)

- ・看護師1名，事務職1名

4 費用負担と予算

- ・被害者の費用負担は一切無し。

- ・病院内の他の診療科で治療を受けた場合もセンターが費用を負担し，被害者の負担なし

5 実績

6 ワンストップ・センターの意義と条件

- ・被害者が被害後早期に、安心して受診できる仕組み
 - 設置数, アクセシビリティ
 - 秘密保持, セキュリティ
- ・適切な救急治療
 - 病院との連携, 医師の研修
- ・継続的支援への連携
 - ワンストップ・センター後の支援体制作り
シェルター, カウンセリング, 法律支援, 社会復帰支援 (就労支援など)
- ・確実な証拠採取, 迅速で適切な初動捜査
 - 警察官の配置, 証拠採取キットの常備, 科学捜査研究所との連携
司法面接有資格者の配置 (その前に, 司法面接有資格者の養成)

II 性暴力応急キット (レイプキット) について

1 所管

- ・女性家族部で管理・配布 年間 3,500~4,000 セット (1年でかなり使用される)
- ・女性家族部が指定した全国 327 の機関 (国立総合病院など医療機関, One-Stop 支援センター, ひまわり女性児童センターなど) に常備
- ・指定されていない一般病院の産婦人科ではキットもなく, 証拠採取は行っていない。

2 法的根拠

- ・法律レベルの規程はなし。
- ・施策, マニュアルなどで実施。「性暴力被害者の治療と医療に関する支援」(要確認)

3 管理

- ・女性家族部が必要に応じて指定機関に配布。
- ・保管期間は 3 年。

4 手続 (採取・鑑定・登録・捜査)

- ・病院 (One-Stop 支援センターや指定病院) で産婦人科医師が採取。
- ・One-Stop 支援センターの場合, 医師がセンター内の施設で採取。看護師が立会。
- ・採取した資料は, 国立科学捜査研究所の遺伝子鑑識センターへ持参・鑑定
- ・鑑定回答書 (鑑定回報書) は捜査機関 (警察) に送付し, 捜査記録に編綴。
- ・キットを依頼機関に送付・保管。
- ・精液反応があった場合, 同研究所の DNA データベースに登録

性暴力応急キットの情報については, 洪章得氏 (韓国警察庁) の協力を得た。

Ⅲ 親告罪について

1 親告罪

類型（三分説を採ると）

第1類型 被害者のプライバシー保護（準）強姦，強制わいせつ，侮辱，信書開封

第2類型 家族関係の尊重又は家族間での問題解決優先 親族相盗，姦通など

第3類型 被害の軽微性 ？

2 反意思不罰罪

- ・被害者が処罰を希望しないという意思表示がある場合，これに反して公訴を提起することはできない罪
- ・1953年韓国刑法（大韓民国初の刑法典）制定時に導入。
- ・日本の刑法改正を巡る議論の影響？
- ・基準・類型 軽微性（第3類型）

日本の親告罪と韓国の親告罪・反意思不罰罪の関係（一部）

日本 韓国	親告罪	非親告罪
親告罪	わいせつ・姦淫・結婚目的の略取・誘拐，略取・誘拐等された者の収受等，（準）強姦，（準）強制わいせつ，侮辱，信書開封，業務上秘密漏示，親族相盗	日本には特別の構成要件なし（韓国 偽計による姦淫，業務上威力等によるわいせつ）
非親告罪 ・非反意思不罰罪	未成年者略取・誘拐，私用文書毀棄，器物損壊，（児）児童・青少年に対する強姦・強制わいせつ等，（児）13歳未満の者に対する姦淫・わいせつ，（性）特殊窃盗強姦・強制わいせつ，（性）特殊強盗強姦・強制わいせつ，（性）親族による強姦，（性）障害者に対する強姦・強制わいせつ，（児）障害者たる児童・青少年に対する姦淫（日本13歳未満のみ），（児）児童・青少年に対する（準）強姦・強制わいせつ	多数
反意思不罰罪	過失傷害，（出版物による）名誉毀損	（尊属）暴行・脅迫

（性）性暴力犯罪の処罰等に関する法律，（児）児童・青少年の性保護に関する法律

児童・青少年とは，19歳未満の者をいう（但し，19歳になる年の1月1日を迎えた者は除く）。

3 性犯罪の非親告罪化

- 1994年 性暴力犯罪の処罰及び被害者保護に関する法律制定（委員会提出案）
 - 性犯罪の加重類型を非親告罪として規定
 - 立法趣旨** 性暴力犯罪が凶暴化・集団化・知能化
- 2007年 青少年の性保護に関する法律（2000年制定）全面改正（政府提出案）
 - 同法の青少年（19歳未満）に対する性犯罪（青少年に対する強姦・強制わいせつ等）
 - 青少年に対する刑法犯の性犯罪（強姦・強制わいせつ等）
 - 青少年に対する性暴力犯罪の処罰等に関する特例法上の性犯罪（業務上威力わいせつ等）
 - 立法趣旨** 親告罪があるために犯罪者と被害者の合意と告訴取消しにより、刑事（犯罪）の問題が民事（損害賠償）の問題に「転落」してしまっており、性犯罪者に対する適正な処罰を妨げている。処罰の実効性を高める必要。
- 2010年 児童・青少年の性保護に関する法律（2009年全面改正）一部改正（委員会提出案）
 - 同法の児童・青少年に対する性犯罪（青少年に対する強姦・強制わいせつ等）
 - 児童・青少年に対する刑法犯の性犯罪（強姦・強制わいせつ等）
 - 児童・青少年に対する性暴力犯罪の処罰等に関する特例法上の性犯罪（公衆密集場所でのわいせつ等）を反意思不罰罪化
 - 立法趣旨**（議員提出法案の一つ） 児童対象性犯罪の通報率の低さ（10%）と、通報されても被害者との合意（和解）で犯罪者が法の網をくぐり抜けている。
- 2012年 児童・青少年の性保護に関する法律一部改正
 - 児童・青少年に対する性暴力犯罪の処罰等に関する特例法上の性犯罪（業務上威力によるわいせつ）を非親告罪化。
- 非親告罪化の影響 グラフ

反意思不罰罪化

非親告罪化

4 韓国における性犯罪の非親告罪化からの考察

- 性犯罪を反意思不罰罪となし得るか？ 犯罪の軽微性
 - しかし、旧・青少年の性保護に関する法律（2000年制定）の2007年8月3日改正により強姦や強制わいせつなどが一時、反意思不罰罪化
 - 1994年の性暴力犯罪の処罰及び被害者保護に関する法律案の元になった3つの議員法律案のうち2つでは反意思不罰罪
- 犯罪の軽微性以外を理由とする反意思不罰罪の可能性
 - 公共の利益 > 被害者の利益
- 非親告罪化の意義
 - 公共の利益（犯人の責任追及、再犯防止）韓国の性犯罪の告訴率10%～12%？
 - 被害者の選択の苦惱軽減
 - 告訴しない被害者への偏見解消
- 非親告罪化のデメリット
 - 被害者のプライバシー侵害・名誉毀損 ← 韓国での批判